

平成25年度 市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	教育部 市民スポーツ課			担当者	橋口 浩文	
根拠法令等	薩摩川内市スポーツ推進審議会条例					
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり		施策	スポーツの振興		
			小施策	スポーツの振興		
一体化躍動プラン						
重点施策						
予算科目等	会計	一般会計				
	款	教育費	項	保健体育費	目	保健体育総務費
	事項	体育振興運営費		細事項	一般体育振興費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する事項について調査・審議し、教育委員会に建議する。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	薩摩川内市スポーツ推進審議会委員 12名				
	手段（市がどのような活動をするか）	審議会を年2回開催し、スポーツの推進に関し調査・審議を行う。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	市民がそれぞれの状況に応じて、スポーツに親しみ、スポーツ活動が行えるよう、環境の整備や組織活動の促進、指導体制の充実等を図る必要がある。				
	事業開始年度	平成16年度				
		指標名				
	活動指標	スポーツ推進審議会開催				
成果指標	薩摩川内市スポーツ推進計画策定					
経費及び指標の推移		平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	項目					
	事務事業費	28,713	33,724	35,093	40,005	37,704
	委員等報酬	132	38	104	208	208
	報償費	485	450	1,527	1,488	1,500
	費用弁償	98	5	14	28	28
	普通旅費	780	618	309	762	750
	消耗品費	18	28	0	0	0
	食糧費	13	11	8	8	8
	委託料	0	0	0	1,372	0
	使用料及び賃借料	125	34	0	0	0
	負担金	230	230	230	220	220
	補償金	800	0	500	500	500
	積立金	60	53	102	97	90
	補助金	25,972	32,257	32,299	35,322	34,400
	体育協会運営補助金	14,200	18,393	18,614	22,672	22,000
	スポーツ少年団運営補助金	1,000	1,000	358	1,250	1,000
	川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金	1,400	1,400	1,077	1,400	1,400
	スポーツ振興補助金	9,188	11,464	10,000	10,000	10,000
	スポーツ競技大会開催運営補助金	184	0	0	0	0
	川内レガッタ大会運営補助金	0	0	2,250	0	0
	財源内訳					
	国・県支出金					
その他						
一般財源	28,713	33,724	35,093	40,005	37,704	
要員配置状況	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	
職員	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画	2回	1回	2回	4回	4回	
成果指標の推移	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等	平成23年8月「スポーツ基本法」が施行され、平成24年3月には「スポーツ基本計画」が策定された。 本市においても、スポーツ施策を推進するため、「薩摩川内市スポーツ推進計画」を策定する。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 薩摩川内市スポーツ推進審議会条例に基づき開催している。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 薩摩川内市スポーツ推進審議会条例に基づき設置している。
効率性	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 審議会の出席報酬及び旅費のみである。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 最低限の要員で配置している。 今後事務量は増加する見込みである。
有効性	成果の達成度 ☐ 達成度はかなり高い ☒ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) 本市のスポーツ推進等から総合的に判断した。
	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☒ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 市民のスポーツ活動に対するニーズは多様化してきている。 スポーツ基本法の規定に基づき、国の計画を参酌し、本市の実情に応じたスポーツ推進計画を策定する必要がある。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。）第31条の規定に基づき、薩摩川内市スポーツ推進審議会を置く。 審議会の任務は、スポーツ基本法に規定するもののほか、薩摩川内市教育委員会の諮問に応じてスポーツ推進に関する事項について調査・審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし。
外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	まとめ（補助金等評価を含む。）

事業名		学校体育施設開放事業
事業内容	概要	スポーツ振興法第13条の規定に基づき、学校教育に支障のない範囲で、学校のスポーツ施設を一般のスポーツ利用に供するもの。
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	学校体育施設開放対象者は市民。 利用希望者(団体登録)⇒学校体育施設開放運営委員会⇒利用
	手段 (市がどのような活動をするのか)	○各学校体育施設開放運営委員会事務取扱者に対する説明会の実施。 ○利用者(団体・種目)等の集計。 ○各学校体育施設開放運営委員会事務取扱者に対する謝金支払い。
	意図 (どのような目的で事業を行うのか)	市民の日常生活におけるスポーツ活動の推進及び市民の健康でかつ文化的な生活を営むことを目的とする。
	事業開始年度	平成16年

項目	平成24年度決算額	平成25年度予算額
事務事業費(単位:千円)	400	490
報償費(事務取扱者謝金・出会謝金)	400	490

事業名		九州一周駅伝競走大会歓迎事業
事業内容	概要	九州陸上競技協会・西日本新聞社が主催で実施する、九州一周駅伝競走大会(グランツール2013)の第4ステージゴールが川内駅付近となっている。 また、市長が実行委員会委員である。
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	第4ステージの最終ランナーに対して、激励セレモニー(和太鼓)を実施する。 また、第4ステージ優勝チームに、トロフィー・副賞を授与する。
	手段 (市がどのような活動をするのか)	激励セレモニーの出演依頼及び出演場所の許可申請(警察署・県)を行う。 また、第4ステージ授与式を実施する。
	意図 (どのような目的で事業を行うのか)	地域とスポーツの連携を図り、地域がスポーツ環境を支え、スポーツが地域を作る循環の形成に寄与するとともに、市民の陸上ランナーが目標とする大会として、陸上競技者の意識と競技力向上に貢献する目的である。
	事業開始年度	平成23年度

項目	平成24年度決算額	平成25年度予算額
事務事業費(単位:千円)	34	52
報償費(副賞・セレモニー出演謝金)	30	31
旅費(実行委員会)	4	21

事業名		スポーツ教室事業
事業内容	概要	トップアスリートの豊かな経験と卓越した技術をもとに実技指導を行い、スポーツが本来持つ体を動かすことの楽しさ、スポーツ競技の楽しさを感じるとともに、技術のレベルアップを図ることを目的でスポーツ教室を実施する。
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	市内小・中・高・一般を対象に、各競技種目のスポーツ教室を実施する事業。
	手段 (市がどのような活動をするのか)	本市でスポーツ合宿を実施する、千葉ロッテマリーンズ・全日本男子女子バレーボールチーム・早稲田大学競走部等のトップアスリートに対し、市体育協会加盟競技団体と連携を図り、スポーツ教室の講師を依頼する。 また、スポーツ教室については、市体育協会加盟競技団体が主管として運営を行うこととなる。
	意図 (どのような目的で事業を行うのか)	スポーツ人口の拡大、スポーツ競技の普及、競技力の向上を目的で行う事業。
	事業開始年度	平成25年度

項目	平成24年度決算額	平成25年度予算額
事務事業費(単位:千円)	0	1,000
報償費(講師謝金)	0	1,000

事業名		全国ボート場所所在地市町村協議会 (全国市町村交流レガッタ参加)
事業内容	概要	全国ボート場所所在地市町村協議会が主催する「全国市町村交流レガッタ大会」本市から1チームクルーを派遣する。
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	市民レガッタ大会で優勝したクルーを、全国市町村交流レガッタ大会に派遣する。
	手段 (市がどのような活動をするのか)	クルーの派遣
	意図 (どのような目的で事業を行うのか)	ボート競技を通じて、参加市町村住民の健康増進とボート競技の普及拡大を図るとともに、当該市町村間の経済、文化、スポーツの交流を深める。
	事業開始年度	平成9年

項目	平成24年度決算額	平成25年度予算額
事務事業費(単位:千円)	755	517
旅費(協議会・レガッタ参加)	517	287
負担金(全国ボートサミット)	230	230
食料費	8	8

事業名		全国市長会市民総合賠償・補償保険金事業
事業内容	概要	市・市教育委員会所有の施設利用に伴う傷害等及び市・市教育委員会主催事業に伴う傷害等の補償保険
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	市民に対し、市・市教育委員会が所有する施設での傷害及び市・市教育委員会主催事業での傷害等に対し、補償をするもの。
	手段 (市がどのような活動をするのか)	傷害等が発生した場合、保険代理店に対し事故報告書の作成・送付。 傷害等完治後の保険代理店への保険金請求及び被害者(市民)への保険金(見舞金)の支払い。
	意図 (どのような目的で事業を行うのか)	
	事業開始年度	平成16年

項目	平成24年度決算額	平成25年度予算額
事務事業費(単位:千円)	0	500
補償金	0	500

事業名		スポーツ振興基金利子相当額積立
事業内容	概要	平成3年度に、ふるさと創生基金1億円と民間寄附1億円の計2億円の基金創生を目的に動き出し、平成7年7月1日に2億円の基金造成が完了した。 なお、平成25年度は、基金202,314千円に対する基金利子102千円となる。
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	スポーツ振興基金の利子歳入。
	手段 (市がどのような活動をするのか)	スポーツ振興基金の利子は、基金積立を行うが、平成25年度から、スポーツ振興基金を1千万円取り崩し、スポーツ振興基金運営委員会へ補助金を交付する。
	意図 (どのような目的で事業を行うのか)	スポーツ振興基金の利子積立。
	事業開始年度	

項目	平成24年度決算額	平成25年度予算額
事務事業費(単位:千円)	53	102
積立金(基金利子)	53	102

所管部課名	教育部 市民スポーツ課			担当者	橋口 浩文			
事務事業名	市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業							
根拠法令	教育委員会関係補助金等交付要綱及び体育協会運営補助金交付要領							
補助経過年数	2 1 年以上							
平成25年度 予算額	18,614 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 18,614 千円	その他の内容			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	開催大会数（体協主催大会）			3回		—		
成果指標②	参加者数			1,500人		—		
補助対象者	薩摩川内市体育協会							
補助対象経費	体育協会事務局費（賃金、報償費、旅費等） 体育協会運営費（事業費、派遣費、強化費等）							
補助対象事業・活動の内容	体育協会の事務局経費、県民体育大会等の各種スポーツ振興事業に係る事業展開							
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	1 8 , 6 1 4 , 0 0 0 円							
補助金額又は補助率の積算方法	全体事業費から補助金額を算出							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	1,467,149	7.0%	1,329,082	6.8%	726,482	3.5%
		会費収入	150,000	0.7%	150,000	0.8%	150,000	0.7%
		事業収入	570,582	2.7%	428,384	2.2%	433,918	2.1%
		寄付金・その他助成	746,567	3.6%	750,698	3.8%	142,564	0.7%
		市補助金	15,710,000	74.9%	14,200,000	72.5%	18,393,000	89.2%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	3,803,026	18.1%	4,065,511	20.7%	1,505,449	7.3%
		計	20,980,175	100.0%	19,594,593	100.0%	20,624,931	100.0%
	支出	事業費	15,050,248	71.7%	16,144,141	82.4%	15,837,690	76.8%
		人件費	990,000	4.7%	1,060,398	5.4%	2,070,409	10.0%
		その他事務費	874,416	4.2%	884,605	4.5%	960,905	4.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	4,065,511	19.4%	1,505,449	7.7%	1,755,927	8.5%
		計	20,980,175	100.0%	19,594,593	100.0%	20,624,931	100.0%
	支出計/前年度支出計					93.4%		105.3%
	自己資金/前年度自己資金					90.6%		54.7%
翌年度繰越金/市補助金			25.9%		10.6%		9.5%	
交付件数			1件		1件		1件	
成果指標の推移①			3回		3回		3回	
成果指標の推移②			576人		1,240人		1,334人	
特記すべき事項等	①ホームページを開設し、情報発進を行った。 ④市民運動会（委託事業） ⑤地域体育協会及び体育指導委員により地域住民へPRを図った。 ⑥市民交流スポーツ大会の開催により、市民の一体感の醸成が図られる。また、各種大会の開催により競技力向上が図られている。 ⑦スポーツ合宿誘致事業を市体育協会と一体となって取り組んでいる。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民交流スポーツ大会、市民運動会、各競技団体の大会開催等で広く市民の一体感の醸成を図っていると同時に、市民の体育・スポーツの振興及び市民の体力向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①体育協会加盟団体の競技力向上のため、技術講習会の開催及び県民体育大会参加選手の強化等を図っている。 ②市民交流スポーツ大会、市民運動会、各競技団体の大会開催等で広く市民の一体感の醸成を図っている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	市民交流スポーツ大会、市民運動会、各競技団体の大会開催等で広く市民の一体感の醸成を図っている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市と連携して本市のスポーツ振興等に取り組んでおり、体協には事務局職員を1人配置している。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	年次的に市補助金等の見直し検討を実施している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	体育協会の自主運営に向けた課題であるが、立ち上げを検討しているが、自主運営に至るまでは市の補助金は必要不可欠と考える。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市と連携したスポーツ合宿誘致事業の推進
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	体育協会の自主運営に向けた課題であるが、立ち上げを検討しているが、自主運営に至るまでは市の補助金は必要不可欠と考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	市民交流スポーツ大会、市民運動会、各競技団体の大会開催等で広く市民の一体感の醸成を図っている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☒ 拡大 ☐ 他補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 移管 ☐ 縮小
	上記方向の理由 平成26年度から市体育協会の自主運営に向けて法人化設立を目指し、現在準備中である。 市体育協会でも可能な業務を移管していく(スポーツ少年団登録事務等)
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 市の業務を市体育協会に移管するため、法人化の先進市の調査を行う。 市の業務が軽減される。

体育協会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる体育協会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 体育協会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 体育協会運営補助金の交付を申請した体育協会が実施する事業は市民の健康を促進し、体育の振興を図るものであること。
- (2) 前号の体育協会が実施する事業計画が市民の健康と体育の振興に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 体育協会運営補助金の額は、予算で定める額のうち次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 体育協会運営補助金は、体育協会の運営に要する経費で次の各号に掲げる経費について交付する。

(1) 事務局費

- ア 報酬
- イ 賃金
- ウ 報償費
- エ 旅費
- オ 需用費
- カ 役務費
- キ 委託料
- ク 使用料及び賃借料
- ケ 備品購入費
- コ 負担金補助及び交付金

(2) 運営費

- ア 事業費
- イ 使用料及び賃借料
- ウ 派遣費
- エ 強化費
- オ 総会費

カ 備品購入費

キ 負担金補助及び交付金

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等
(交付の申請)

第5条 体育協会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 体育協会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前1号に掲げる場合のほか、当該申請者に体育協会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 体育協会は、補助事業等が完了したときは、直ちに補助金等実績報告書(様式第11号。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画(実績)書

(2) 収支予算(精算)書

(3) 前2号に掲げるほか市長が必要と認める書類

(効果の測定)

第8条 体育協会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標等を用いて測定するものとする。

(1) 当該補助事業者等が自ら行った評価、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等に関する結果

(2) 実施事業等に係る参加者数

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

(補助事業者等の責務)

第9条 体育協会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 体育協会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	教育部 市民スポーツ課	担当者	橋口 浩文					
事務事業名	市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業							
根拠法令	教育委員会関係補助金等交付要綱及びスポーツ少年団運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成25年度 予算額	358 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 358 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	登録団数、人数		70団、1,100人		—			
成果指標②	交歓交流大会等参加者数(リーダー研修、国内交流、交歓交流大会)		200人		—			
補助対象者	薩摩川内市スポーツ少年団本部							
補助対象経費	スポーツ少年団本部事務局費(報償費、旅費等) スポーツ少年団本部事業費(派遣助成費、研修費等)							
補助対象事業・活動の内容	スポーツ少年団の事務的経費、リーダー研修会等の各種研修会開催、各競技団体交歓交流大会開催、富山県魚津市との交流事業等の事業運営経費							
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	358,000円							
補助金額又は補助率の積算方法	全体事業費から補助金額を算出							
補助を受ける事業(団体)等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	1,241,132	42.5%	1,172,803	46.0%	1,138,417	40.9%
		会費収入	1,118,100	38.3%	1,090,300	42.8%	1,046,950	37.6%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	123,032	4.2%	82,503	3.2%	91,467	3.3%
		市補助金	1,100,000	37.7%	1,000,000	39.2%	1,000,000	36.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)	576,972	19.8%	375,568	14.7%	642,581	23.1%
	計	2,918,104	100.0%	2,548,371	100.0%	2,780,998	100.0%	
	支出	事業費	1,383,754	47.4%	770,666	30.2%	777,439	28.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	1,158,782	39.7%	1,135,124	44.5%	1,125,161	40.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	375,568	12.9%	642,581	25.2%	878,398	31.6%
		計	2,918,104	100.0%	2,548,371	100.0%	2,780,998	100.0%
		支出計/前年度支出計				87.3%		109.1%
		自己資金/前年度自己資金				94.5%		97.1%
翌年度繰越金/市補助金		34.1%		64.3%		87.8%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		69団 1,119人		69団 1,078人		68団 1,018人		
成果指標の推移②		77人		178人		139人		
特記すべき事項等	④各登録団体において、地域の清掃活動を実施している。 ⑦リーダー研修会、国内交流事業等を通して、青少年の健全育成及び体力向上が図られている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	各種交流事業等を通し、市内スポーツ少年団はもとより県外スポーツ少年団との親善交流が図られ、心身ともに健やかで豊かな人間性をそなえた青少年の育成に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① スポーツ少年団の基本理念に則り、団活動の活発化と機能の充実及び指導者・リーダー並びに母集団の資質向上に努めている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	B	効果指標の設定はなされていないが、ジュニア期からスポーツを正しく実践することによって精神的にも身体的にも望ましい効果が期待できる。また、将来に向かって自分を見失わず、力強く生き抜く力を持つことは市民ニーズに合致しており、ジュニア期からの育成が適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	スポーツ少年団の意義から、行政以外の者が行う方が適切であると認められる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	会費収入は登録料として県に殆どを支出している。 交歓交流事業等の研修費相当分で明確な根拠がある。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	本事業のメインである富山県魚津市スポーツ少年団・飩島交歓交流事業等、小学生期に様々な人々・地域で交流することは青少年の健全育成の一助になり、継続的な支援を必要と考える。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市と連携し、心身ともに健やかで豊かな人間性をそなえた青少年育成に寄与している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	会費収入は登録料として県に殆どを支出している。青少年育成の観点で本事業のメインである交歓交流事業を継続するには、補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると考えられる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	事務費は殆どが県への会費納入であり、補助対象経費は、交歓交流等の事業費であり著しく妥当性を欠くものとはなっていない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☒ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 移管 ☐ 縮小
	上記方向の理由 平成26年度から市体育協会の法人化と同時に市体育協会事務局にスポーツ少年団の登録事務や団員交流事業等に移管する。 市体育協会運営補助金に統合する方法でいきたい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 スポーツ少年団本部と協議が必要である。 スポーツ少年団業務が体育協会へ移管されると市の業務が軽減となる。

スポーツ少年団運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成18年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げるスポーツ少年団運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 スポーツ少年団運営補助金の交付を申請したスポーツ少年団本部が実施する事業は、青少年の健全育成及び体力の向上を図るものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 スポーツ少年団運営補助金の額は、予算で定める額のうち次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 スポーツ少年団運営補助金は、青少年の健全育成及び体力の向上に要する経費で次の各号に掲げる経費について交付する。

(1) 事務費

- ア 報償費
- イ 旅費
- ウ 需用費
- エ 役務費
- オ 使用料及び賃借料
- カ 負担金補助及び交付金

(2) 事業費

- ア 派遣助成費
- イ 研修費
- ウ 専門部補助費

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 スポーツ少年団運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 スポーツ少年団運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にスポーツ少年団運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 スポーツ少年団は、補助事業等が完了したときは、直ちに補助金等実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画(実績)書

(2) 収支予算(精算)書

(3) 前2号に掲げるほか市長が必要と認める書類

(効果の測定)

(効果の測定)

第8条 スポーツ少年団運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標等を用いて測定するものとする。

(1) 当該補助事業者等が自ら行った評価,当該補助事業等の公益性,必要性,効果等に関する結果

(2) 実施事業等に係る参加者数

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

(補助事業者等の責務)

第9条 スポーツ少年団運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 スポーツ少年団運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	教育部 市民スポーツ課			担当者	橋口 浩文			
事務事業名	市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業							
根拠法令	教育委員会関係補助金等交付要綱及び川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	1,077 千円	国県支出金 千円	その他 千円		一般財源 1,077 千円	その他の内容		
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	参加者数			1,500人		—		
成果指標②	—			—		—		
補助対象者	川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会							
補助対象経費	事業経費（賃金、報償費、旅費、需用費等）							
補助対象事業・活動の内容	川内川河口マラソン・ウォーキング大会							
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	1,077,000円							
補助金額又は補助率の積算方法	全体事業費から補助金額を算出							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	1,890,200	42.8%	1,995,300	58.8%	1,893,200	52.2%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	1,620,800	36.7%	1,636,300	48.2%	1,629,200	44.9%
		寄付金・その他助成	269,400	6.1%	359,000	10.6%	264,000	7.3%
		市補助金	2,317,900	52.5%	1,400,000	41.2%	1,400,000	38.6%
		雑入	157	0.0%	224	0.0%	10,909	0.3%
		（前年度繰越金）	204,405	4.6%	0	0.0%	323,116	8.9%
		計	4,412,662	100.0%	3,395,524	100.0%	3,627,225	100.0%
	支出	事業費	4,127,662	93.5%	2,822,408	83.1%	3,283,165	90.5%
		人件費	285,000	6.5%	250,000	7.4%	250,000	6.9%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%	323,116	9.5%	94,060	2.6%
		計	4,412,662	100.0%	3,395,524	100.0%	3,627,225	100.0%
	支出計/前年度支出計				76.9%		106.8%	
	自己資金/前年度自己資金				105.6%		94.9%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		23.1%		6.7%		
交付件数			1件		1件		1件	
成果指標の推移①			1,152人		1,157人		1,148人	
成果指標の推移②			—		—		—	
特記すべき事項等	①市民の健康志向のニーズと適合しており、参加（申込）者数も増加傾向にあるため、事業を継続していく。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民を始め、県内外からの参加者を得、歩く・走るのコース設定により、老若男女のを問わず、幅広い層からの参加を得ている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① 日常、健康づくりの運動を行っている市民が、交流の場として重要な役割を担っており、継続的な健康づくりを啓発する機会となっている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	健康志向、健康体力づくりに最も適しており、個人単位での活動が可能である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	受益者負担の観点から参加料を徴収し、健康は自発的に健康を買う意識づけをより一層植え付けることができる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはならない。(交付要綱の補助基準)	B	支出において運営に係る経費相当額(賃金・印刷製本費・委託料)
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	参加者が増え、参加料を上げることで、固定的な補助にはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	当該事業を中心に、市民の健康づくりに寄与している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金として支出することで、実行委員会組織での活動がより広範囲に機能する。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはならない。	A	交付要領第4条に規定され、運営に係る経費を目的としている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 移管 ☐ 縮小
	上記方向の理由 大会は、参加者の健康づくりをスローガンとして、雄大な川内川を彩る風物詩として定着しており、誰でも気軽に参加できる大会である。 補助金、参加料、寄付金等で運営しているので支出について可能な限り経費節減に取り組みたい。 当日の役員スタッフはボランティアで協力をいただいている。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成18年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の交付を申請した川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会が実施する事業は、市民の健康増進並びに県内外からの参加者による街の活性化を図るものでなければならない。

（補助金の額）

第3条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の額は、予算で定める額のうち次条に定める経費の合計額とする。

（補助対象経費）

第4条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金は、川内川を生かしたスポーツ推進事業に要する経費で次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

（交付の申請）

第5条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年1月31日とする。

（交付の基準）

第6条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第7条 川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会は、補助事業等が完了したときは、直ちに補助金等実績報告書（様式第11号）に次に

掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書
- (2) 収支予算（精算）書
- (3) 前 2 号に掲げるほか市長が必要と認める書類
（効果の測定）

第 8 条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は，次の各号に掲げる指標等を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業者等が自ら行った評価，当該補助事業等の公益性，必要性，効果等に関する結果
- (2) 実施事業等に係る参加者数
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる指標等
（補助事業者等の責務）

第 9 条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，教育部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては，平成 21 年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成 22 年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	教育部 市民スポーツ課	担当者	橋口 浩文					
事務事業名	市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業							
根拠法令	教育委員会関係補助金等交付要綱及びスポーツ振興補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成25年度 予算額	10,000 千円	国県支出金 千円	その他 10,000 千円	一般財源 千円	その他の内容 基金			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	派遣助成数		100件	—				
成果指標②	大会開催への助成数		2件	—				
補助対象者	薩摩川内市スポーツ振興基金運営委員会							
補助対象経費	事務局費（報償費、旅費、需用費等） 派遣助成費 大会開催助成費							
補助対象事業・活動の内容	スポーツ振興基金運営委員会の事務的経費、激励会の開催、大会派遣助成、大会開催助成経費							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	10,000,000円							
補助金額又は補助率の積算方法	全体事業費から補助金額を算出							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	418	0.0%	312	0.0%	231	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	418	0.0%	312	0.0%	231	0.0%
		市補助金	9,889,895	98.3%	9,187,312	100.0%	11,463,669	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	166,469	1.7%		0.0%		0.0%
	計	10,056,782	100.0%	9,187,624	100.0%	11,463,900	100.0%	
	支出	事業費	10,038,100	99.8%	9,169,335	99.8%	11,435,900	99.8%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	18,682	0.2%	18,289	0.2%	28,000	0.2%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%	
計	10,056,782	100.0%	9,187,624	100.0%	11,463,900	100.0%		
支出計/前年度支出計				91.4%		124.8%		
自己資金/前年度自己資金				74.6%		74.0%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		98件		79件		108件		
成果指標の推移②		2件		3件		2件		
特記すべき事項等	⑦スポーツの振興と競技力向上が図られている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	予選を勝ち抜いた個人・団体が九州・全国大会を通して、スポーツ振興及び競技力向上が図られている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① スポーツの競技力向上を目的に県大会を勝ち抜いた個人・団体が九州・全国大会に出場することで、より一層の競技力向上に繋がっている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	市民のスポーツ促進及び普及並びに心身の健全な育成に適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当初、スポーツ振興基金の利子果実により、九州・全国大会出場する個人・団体に旅費を一部補助し、併せて大会開催の費用を一部補助することで、市民のスポーツ振興と競技力向上を図ることを目的としていることから、行政以外の者が行う方が適切である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	九州・全国大会出場する個人・団体の旅費を1/3以内とし、大会開催の費用を1/2以内とする助成内規により支出している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	当初、スポーツ振興基金の利子の果実で運用を計画していたが、利子の利率低下により補助金により当該事業を実施している状況であるため、当面は、継続的な支援を必要と考える。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	当該補助事業を中心に、市民のスポーツ振興及び競技力向上に寄与している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金として支出することで、運営委員会組織での活動がより広範囲に機能するため、補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると考えられる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領第4条に規定され、派遣助成費、大会開催助成に係る経費を目的としている事業費であり、著しく妥当性を欠くものとなっていない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (二次) 結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □ 拡大 □ 他の補助金と統合 □ 補助内容の改善 □ 休止 □ 移管 □ 縮小 □ 休止 □ 廃止
	上記方向の理由 スポーツ振興基金の平成24年度末現在高2億円のうち1億円(ふるさと創生基金分)について平成25年度から1千万円ずつ取り崩してスポーツ振興補助金に充当している。 スポーツ振興基金2億円(ふるさと創生基金分1億円、民間寄付金1億円を積立)
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

スポーツ振興補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成18年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げるスポーツ振興補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 スポーツ振興補助金の交付を申請したスポーツ振興基金運営委員会が実施する事業は、市民のスポーツ参加を促進し、スポーツの普及振興と競技力の向上を図るものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 スポーツ振興補助金の額は、予算で定める額のうち次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 スポーツ振興補助金は、市民のスポーツ振興に要する経費で次の各号に掲げる経費について交付する。

(1) 事務局費

ア 報償費

イ 旅費

ウ 需用費

エ 役務費

オ 使用料及び賃借料

(2) 派遣助成費

(3) 大会開催助成費

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 スポーツ振興補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 スポーツ振興補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前1号に掲げる場合のほか、当該申請者にスポーツ振興補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 スポーツ振興基金運営委員会は、補助事業等が完了したときは、

直ちに補助金等実績報告書（様式第 1 1 号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書
- (2) 収支予算（精算）書
- (3) 前 2 号に掲げるほか市長が必要と認める書類
（効果の測定）

第 8 条 スポーツ振興補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は，次の各号に掲げる指標等を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業者等が自ら行った評価，当該補助事業等の公益性，必要性，効果等に関する結果
- (2) 実施事業等に係る参加者数
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる指標等
（補助事業者等の責務）

第 9 条 スポーツ振興補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。
（その他）

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，教育部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 スポーツ振興補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては，平成 2 1 年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成 2 2 年度において所要の措置を講ずるものとする。

スポーツ振興基金補助金年度別推移

助成項目		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		前年度対比	
		件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額
派遣助成	九州大会	43	4,046,380	50	4,923,140	62	4,864,600	61	4,461,200	68	3,991,200	72	6,670,400	61	5,532,700	51	3,410,500	65	4,446,300	14	1,035,800
	全国大会	18	3,329,880	23	5,154,300	33	5,182,000	33	5,399,700	43	6,144,700	34	4,282,900	37	4,255,400	28	5,462,400	43	6,789,600	15	1,327,200
	全国レク	3	110,000	1	45,000	1	55,000	0	0	0	0	1	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の助成	小計	64	7,486,260	74	10,122,440	96	10,101,600	94	9,860,900	111	10,135,900	107	11,003,300	98	9,788,100	79	8,872,900	108	11,235,900	29	2,363,000
		1	200,000			2	300,000	1	100,000	3	300,000	1	100,000	2	250,000	3	296,435	2	200,000	△1	△96,435
	合計	65	7,686,260	74	10,122,440	98	10,401,600	95	9,960,900	114	10,435,900	108	11,103,300	100	10,038,100	82	9,169,335	110	11,435,900	28	2,266,565